

現況届を忘れずに!!



現在、児童手当を受給されている方は、6月中に「現況届」を提出してください。

この届出は、6月1日現在の養育状況や所得状況などを確認し、引き続き手当を支給できるかどうかを確認するためのものです。この届出をしないと6月分以降の手当が支給できませんので、必ず6月中に提出してください。

なお、公務員・団体職員（郵政公社・独立行政法人を除く）の方は勤務先で手続きをしてください。

現在、児童手当を受給されている方には現況届の案内を通知しますが、各支所にも書類がありますのでご利用ください。

児童手当

届出に必要なもの

- ① 現況届の用紙
- ② 年金加入証明書
（厚生年金等加入者のみ）
- ③ 平成17年度所得証明書
（児童手当用）

★平成17年1月2日以降に本市に転入された方のみ。

★平成17年1月1日現在の住所地の市町村で、発行を受けてください。市町村によって発行開始日が異なりますので、いつから発行できるのか、確認してください。

※そのほか必要に応じて書類の提出をお願いする場合がありますので、印鑑をお持ちください。

問い合わせ

児童福祉課 児童福祉係
TEL 65-07005
FAX 65-4085

わたしの町の行政相談

市では、総務大臣から、行政相談委員として現在5名の方が委嘱されています。

毎日の暮らしの中で、国の仕事や道路公団などの特殊法人の業務などに苦情や意見・要望をお持ちの方はいらしゃいませんか。

苦情や要望があっても、役所の窓口まで行くのはおっくうだ。

① 直接申し出にくい。

② 多数の機関が関係していてどこに申し出ているのかわからない。

③ このような時には、行政相談委員にご相談ください。

行政相談委員は、皆さんの苦情や意見・要望をお聴きし、その解決や実現を図るとともに、これら寄せられた意見をその後行政運営に生かす役割を担っています。つまり、行政相談委員は、私たちの暮らしをよりよくするための「苦情救済」と「公聴サービス」の担い手なのです。相談は、定例相談所で受け付

けています。また、相談は無料で、秘密は厳守します。

行政相談委員（敬称略）

松西 博（水口町）

田畑啓之助（土山町）

福井 貢（甲賀町）

望月 一重（甲南町）

小西ふみ系（信楽町）

相談日・開催時間・場所

● 水口町
毎月第1・3月曜日
13：30～16：00

● 水口社会福祉センター

● 土山町
毎月5日（土日祝日の場合は翌週の平日）
13：30～16：00

● 土山開発センター

● 甲賀町
毎月第3木曜日
13：30～16：00

● 甲南町
毎月第3金曜日
13：30～16：00

● 甲南支所 2階団体室
毎月第3水曜日
13：30～16：00

● 信楽町
信楽開発センター

● 市民生活課
毎月第3水曜日
13：30～16：00

● 市民生活課
毎月第3水曜日
13：30～16：00

問い合わせ
市民生活課
TEL 65-06885
FAX 63-4582